

国土調査の指定

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により公表する。

島根県知事 丸山 達也

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の 名称	調 査 地 域	調 査 期 間
令和 7 年 5 月 7 日	出雲市	三槇①（再調査） 三槇②・郷①（再調査）	令和 7 年 5 月 15 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで